

小口貨物の通関・関税制度 (中国)

2014年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

北京事務所

目次

I. 通関手続きおよび関税制度	1
1. 小口貨物免税規定.....	1
2. 国際宅配便・国際郵便.....	2
3. サンプル品（商用サンプル、販促用消耗品）.....	2
4. 贈答品（または商業的性格を持たない個人輸入など）.....	2
5. 職業貨物（専門職用機器）・引越し貨物.....	2
6. 旅具通関制度（携行持込の場合・別送品の場合）.....	3
7. 簡易税率制度の説明.....	5
II. 他法令による個人輸入の輸入数量限度.....	7
1. 個人輸入貨物数量限度.....	7
2. 個人使用目的の物品携帯持込に関する制限量表.....	7
3. 特殊物品の限量表.....	9
III. 小口でも扱えない輸入禁止品目.....	10
IV. 展示会出品の小口貨物	11
1. 展示会向けサンプル（保税または非保税）の輸入および再輸入の現地手続き.....	11
2. 再輸出しない貨物に関する規定.....	14
3. 展示会で保税展示品を現地で販売する場合.....	15
V. その他、小口通関に関して日本の輸出者が留意すべきこと	17
参考資料.....	22

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 通関手続きおよび関税制度

1. 小口貨物免税規定

中国では、現行法で以下のとおり小口貨物輸入免税に関する規定が定められている。

- (1) 関税税額が 50 元以下の貨物は、関税の徴収を免除する。
公式「納税額=納税価格×関税税率」に基づいて計算された関税税額が 50 元以下の貨物は、関税の徴収を免除される（「中華人民共和国輸出入関税条例」第 45 条）。
- (2) 商業価値のない広告品およびサンプル品は、関税の徴収を免除する。
商業価値のないサンプル品および広告品の輸出入では、関税および輸入段階の税関代理徴収税は免除される。その他のサンプル品および広告品の輸出入では一律に徴税される（「中華人民共和国輸出入関税条例」第 45 条および「サンプル品および広告品の輸出入監督管理に関する関連事項」第 4 条）。
- (3) 税関総署が規定する数量以内の個人使用目的の輸入物品は、関税の徴収を免除する（「中華人民共和国輸出入関税条例」第 57 条）。

個人使用目的制限を超えた物品を携帯して入国する場合は税関への申告が必要である。税関審査の結果に基づき、以下の対応が求められる。

- A. 個人使用と認定され、制限範囲を超えている場合、輸入税を納付する。
- B. 個人使用ではないと認定された場合、一般輸入規定に従って、すべての物品の通関手続きを行う。通関手続きは空港の代理業者に委託できる。
- C. 個人使用ではないと認定された場合、税関は保管文書を発行し、すべての物品を預かり、出国時に返却する。
- D. 個人使用目的制限を超えた物品を申告しなかったことが発覚した場合は押収される。悪質な場合は行政処分または刑罰が科される（税関総署、北京税関、上海税関、大連税関へのヒアリング）。

出張者が個人使用目的でなく、製品や部品を携帯して持ち込む場合、空港の輸入通関代理業者に委託して一般貿易の輸入通関手続きを行わなければならない。中国の「対外貿易経営権」を有する取引相手や現地法人が輸入手続きを行う必要はない（税関総署、北京税関、上海税関へのヒアリング）。

- (4) 税関総署が規定する輸出入小包による個人使用目的の物品は、制限金額以内の場合、

関税の徴収を免除する。

個人が郵送できる物品の1回当たりの限度額は以下のように定められている（「個人郵送物品出入境管理措置の調整に関する関連事項」第2条）。

- a. 香港、マカオ、台湾地区から、または香港、マカオ、台湾地区郵送する場合
：800 元
- b. その他の国や地域から、またはその他の国や地域に郵送する場合
：1,000 元

2. 国際宅配便・国際郵便

国際宅配便・国際郵便で郵送できる物品の1回当たりの限度額は以下のように定められている（税関総署、北京税関、上海税関へのヒアリング）。郵送される物品が輸入限度額を超える場合、受取人は通関手続きを行わなければならない。手続きを行わない場合は返送される。

- a. 香港、マカオ地区から郵送される個人使用目的の物品： 800 元
- b. 上記地区以外から郵送される個人使用目的の物品： 1,000 元

詳細は、「個人郵送物品出入境管理措置の調整に関する関連事項」第2条参照のこと。

3. サンプル品（商用サンプル、販促用消耗品）

サンプル品および広告品の輸出入は、無償提供か否かにかかわらず、税関に登録した輸出入発送受取人またはその代理人が税関に申告し、審査を受けなければならない（「サンプル品および広告品の輸出入監督管理に関する関連事項」第2条）。

4. 贈答品（または商業的性格を持たない個人輸入など）

現時点では、中国には贈答品または商業的性格を持たない個人輸入品の持ち込みおよび郵送に関する規定はない。個人用・小口貨物の輸入関連規定に従って判断される。

5. 職業貨物（専門職用機器）・引越し貨物

- (1) 中国では輸入する機電製品¹を「輸入禁止」、「輸入制限」、「自動輸入許可」に分類し、管理している。
- (2) 機電製品のサンプル、広告品の輸入は、1回につき5,000元以下であれば、「機電製品

¹ 機電製品とは、機械設備、電気設備、交通輸送設備、電子製品、電器製品、計器・メーター、金属製品など、およびそれらの部品を指す（「機電製品輸入管理法」）。

輸入登記表」の取得が免除される。輸入サンプル品、広告品が中古機電製品または集中登録管理（5,000 元を超える機電製品は商務部機電弁公室での登録が必要）の対象となる機電製品である場合、輸入企業は税関に審査を申請する必要がある。

- (3) 科学研究機関や学校が、科学研究や教育の目的で、国内で生産できない、または性能が需要を満たさない科学研究、教育用品を合理的な数量の範囲で輸入する場合、輸入関税、輸入時の増値税、消費税を免除する。

輸入関税、輸入時の増値税、消費税が免税される科学研究、教育用品（「科学研究、教育用品輸入税収免除規定」）

- i. 科学研究、科学試験、教育用分析、測量、検査、計量、観測、信号発生器具、計器およびその付属品
- ii. 科学研究、教育に必要な実験室設備（パイロット実験設備を除く）
- iii. コンピュータワークステーション、中型・大型コンピュータ
- iv. 税関監督管理期間内に本規定で輸入免税とされる器具、計器、設備の修理、または同器具、計器、設備の機能改善、拡充に使用するために単独で輸入する専用部品、付属品
- v. 各種媒体形式の書籍、新聞、雑誌、講演原稿、コンピュータソフトウェア
- vi. 標本、模型
- vii. 教育用スライド
- viii. 実験用材料
- ix. 実験用動物
- x. 科学研究、科学試験、教育用医療検査、分析器具およびその付属品（医薬類教育機関、専攻、医薬類科学研究機関に限られる。税関の許可を受けることで、上記の輸入者は科学研究または教育の目的で、5年ごとに1種1台の範囲で、付属病院の臨床活動に免税の医療検査、分析器具を使用できる）
- xi. 優良品種植物、種子（農林類科学研究機関、農林類教育機関、専攻に限られる。）
- xii. 専門級楽器、音響・映像資料（芸術類科学研究機関、芸術類教育機関、専攻に限られる）
- xiii. 特殊需要のスポーツ器具（スポーツ類科学研究機関、スポーツ類教育機関、専攻に限られる）
- xiv. 訓練用航空機（飛行類教育機関に限られる）

6. 旅具通関制度（携行持込の場合・別送品の場合）

旅行用品の携帯持込および別送の通関規定は制定されていないため、下記の規定に従う。

(1) 個人・小口輸入貨物の通関規定

(「中華人民共和国輸出入関税条例」第 57 条の規定)

- i. 税関総署が規定した数量以内の個人使用目的の輸入物品は、輸入税が免除される。
- ii. 税関総署が規定する数量を超えるが、合理的な数量以内の個人使用目的の輸入物品は、輸入物品の納税義務者が輸入物品の通関許可を受ける前に、輸入税を納付する。
- iii. 合理的かつ個人使用目的の数量を超える輸入物品は、輸入貨物として必要な手続きを行わなければならない。

すなわち、i. と ii. の範疇に属する個人持込物品については、通関時、関連規定を満たす場合、簡易通関通路を選択して入国できる。iii. の場合、現在、中国の現行法には輸入貨物の簡易通関窓口はない。必ず輸入貨物ルートに応じて関連の手続きを行った後に入国する必要がある。

(2) 個人使用目的の物品を携帯して入国する際、選択可能な通関窓口

旅客は「申告通路（「紅色通路」）」および「無申告通路（「綠色通路」、簡易通関通路）」のいずれかの通関窓口を選択する（新しい出入国旅客申告制度の実施に関する公告（税関総署公告 2007 年第 72 号））。

- i. 「紅色通路」
税関が実施する検査と検査手続きを受けた後、通関できる窓口をいう。「紅色通路」を選択した旅客は、必ず税関に本人であることの証明書と「出入国旅客手荷物申請書」を提示しなければならない。
- ii. 「綠色通路」
旅客が税関に申告する必要のない物品を携帯している、あるいは申告書または関連の証憑のみを提示した後に通関できる窓口をいう。
- iii. 上記の「両通路」を設置している税関の通関窓口で、下記の物品を携帯している旅客は、「紅色通路」の通関を選択しなければならない。下記物品を携帯していない旅客は「綠色通路」の通関を選択できる。このほか、中国主管部門が発行した外交、公用ビザのパスポートを所持している外国籍の者は、関連証明書を提示することによって「綠色通路」の通関も選択できる。

- ・税関が数量制限管理および徴税を規定している物品
- ・居住者の旅客が海外で獲得した 5,000 元以上の自己用品
- ・非居住者の旅客が中国に置いていく予定の総額 2,000 元以上の物品
- ・シガレット 400 本、あるいはシガー100 本、刻みタバコ 500 グラム、12 度以上のアルコール飲料 2 本（1.5 リットル）以上
- ・20,000 元あるいは 5,000 ドル相当以上の外貨
- ・貨物、サンプル品の携帯、旅客個人用手荷物の範囲を超える物品
- ・無線受発信機、暗号通信機
- ・中国検疫法規が制限する動植物とその製品、微生物、生物製品、人体組織、血液とその製品
- ・「出入国者荷物物品免税制限数量表」に規定される免税制限数量を超過する物品・非居住者の旅客または再入国ビザを所有する居住者の旅客が、旅行中に必要な個人使用目的のカメラ、ポータブルレコーダー、小型ビデオカメラ、ハンディカメラ、ハンディワープロを各種 1 台以上の範囲を超過して携帯する場合

7. 簡易税率制度の説明

現在、中国には簡易税率制度がない。現状では輸入税の徴収は以下 2 つの方法で管理されている。

(1) 輸入貨物輸入税の徴収管理方法

(「中華人民共和國税関輸出入貨物課税管理規則」第 17 条)

i. 関税の計算公式：

- ・関税従価徴収の計算公式：納税額＝納税価格×関税税率
- ・関税従量徴収の計算公式：納税額＝貨物数量×単位関税税額

ii. 税関による増値税の代理徴収に関する計算公式：

- ・納税額＝（納税価格+実徴収関税税額+実徴収消費税税額）×増値税税率

iii. 税関による消費税の代理徴収に関する計算公式：

- ・納税額＝〔（納税価格+実徴収関税税額） / （1－消費税税率）〕×消費税税率

輸入貨物は、通常、関税と増値税を納める必要があり、当該貨物が消費税の徴収範囲にある場合（当該輸入貨物が個人使用目的ではなく、国内で販売される商品である場合）、輸入過程でさらに税関が消費税を代理徴収する。具体的な増値税と消費税の税率は「増値税目、税率表」と「消費税目、税率表」に基づく。変更は、国家税務総局が公布する。

輸入関税率は随時調整され、関税納付時には当時公布執行されている最新の税率に基づいて徴収されるほか、具体的な関税率は税関総署が統一して定めるとともに、対外的に公布される。

(2) 個人使用目的の輸入物品の輸入税に関する徴収管理方法

- i. 税関総署が規定する数量以内の個人使用目的の輸入物品は、輸入税の徴収を免除する（「中華人民共和国輸出入関税条例」第 57 条）。
- ii. 税関総署が規定する数量を超えるが、合理的な数量以内の個人使用目的の輸入物品は、輸入物品の納税義務者が輸入物品の通関許可を受ける前に、規定に基づいて輸入税を納付する（「中華人民共和国輸出入関税条例」第 57 条、第 60 条）。

輸入税の計算公式：輸入税税額＝納税価格×輸入税税率

- iii. 税関は、「入国旅客手荷物物品と個人郵送物品輸入税税則類別表」および税関総署が定めた「入国旅客手荷物物品と個人郵送物品納税価格表」に基づき、輸入物品に対して、種類別に納税価格および適用税率を確定する（「中華人民共和国輸出入関税条例」第 61 条）。

II. 他法令による個人輸入の輸入数量限度

1. 個人輸入貨物数量限度

外国製品の中国国内への輸入は、通常、個人持込、郵送および正常輸入貨物という 3 つの経路がある。税関総署が規定する個人使用目的の物品の持込および郵送物品制限量を超える物品は、いずれも個人と郵送物品の範疇に属さず、個人と郵送物品が関連する税の減免優遇政策を除き、納税し、輸入貨物に係る手続きを行うとともに、関連の輸入手続きを行わなければならない。

2. 個人使用目的の物品携帯持込に関する制限量表

分類	内容	制限量（中国籍の旅客）	制限量（外国籍の旅客）
第 1 類	衣料、着衣、靴、帽子、工芸美術品 および価値が 1,000 元以下 (1,000 元を含む) のその他の生活用品	個人使用目的の合理的な数量範囲内は免税とする。その内、価値が 800 元以上、1,000 元以下の物品は各種 1 品限りとする。	個人使用目的の合理的な数量範囲内は免税とする。
第 2 類	タバコ製品 アルコール飲料	(1) 香港、マカオ地区の居住者および私用で香港、マカオ地区を往来する内陸居住者は、シガレット 200 本、あるいはシガー 50 本、刻みタバコ 250 グラム、12 度以上のアルコール飲料 1 本 (0.75 リットル以下) を免税とする。 (2) その他の旅客は、シガレット 400 本、あるいはシガー 100 本、刻みタバコ 500 グラム、12 度以上のアルコール飲料 2 本 (1.5 リットル以下) を免税とする。	シガレット 400 本、あるいはシガー 100 本、刻みタバコ 500 グラム、12 度以上のアルコール飲料 2 本 (1.5 リットル以下) を免税とする。

第3類	1,000元以上、 5,000元以下 (5,000元を含む)相当の生活用品	<p>(1) 国外の外交機関の駐在員、留学生および訪問学者、海外労働者および海外ボランティアで海外連続滞在日数が満180日の場合(その内、留学生および訪問学者の物品通関期間は入学日から卒業日までを算入日数とする)、遠洋船員で海外連続滞在日数が満120日の場合、任意に1品を選択して免税とする。</p> <p>(2) その他の旅客は、毎年新暦年度内の入国につき、その内の1品を持ち込むことができるが課税とする。</p>	国内に持ち込む個人使用目的の家庭用ビデオカメラ、カメラ、ポータブルラジオレコーダー、ポータブルレーザープレーヤー、ポータブル計算機は、各製品一台の数量制限内は輸入税を免除すが、必ず国外に持ち帰り、中国国内に置いてはならない。超過部分は規定に基づき徴税する。
特殊状況			長期的に中国国内で勤務する外国籍の専門家(香港、マカオ、台湾地区の専門家を含む)および華僑の専門家が国内に持ち込む図書資料、科学研究計器、工具、サンプル、試薬などの教学と科学研究に係る物品は、個人使用目的の合理的な数量範囲内である場合、輸入税を免除する。

出所： 税関総署

(注1) 「個人使用目的の合理的な数量範囲内」には具体的な数量限度がなく、各税関が判断する。

(注2) 16歳未満の者に対して、税関は旅行に必要な第一類物品のみの通関を認める。

(注3) 免税品として携帯を許可された第3類物品について、同一物品を同一西暦年に重複して携帯してはならない。

3. 特殊物品の限量表

項目	個人持込携帯制限量	物品を持出す郵送制限量（一回あたり）	税率	備考
食品	総額 5,000 元以下、同種食品の合理的自己使用範囲内。香港、マカオ地区からの輸入の場合、15 キログラム以下に限る。	香港、マカオ地区からの郵送： 800 元 上記地区以外からの郵送： 1,000 元	10%	税関総署の規定額を超えるが、合理的な自己使用の範囲内である物品は、「入国旅客手荷物物品と個人郵送物品輸入税則類別表」に基づき納税する。
薬品	総額 5,000 元以下、同種物品の合理的自己使用範囲内。		10%	
化粧品			50%	
医療器械	総額 5,000 元以下、同種医療器械は 1 台に限る。		10%	

出所： 税関総署

（注 1）「個人使用目的の合理的な数量範囲内」には具体的な数量限度がなく、各税関が判断する。

（注 2）具体的な税率は「入国旅客手荷物物品と個人郵送物品輸入税則類別表」参照のこと。

（注 3）薬品の制限は「中華人民共和国税関の旅客携帯および個人郵送漢方薬材料、調合漢方薬出国に対する管理規定」を参照のこと。

（注 4）制限金額の基準は税関総署公告 2010 年第 54 号「入国旅客携帯荷物物品検査通過基準関連事項」を参照のこと。ただし、合理的な個人使用かどうかは、税関の現場検査官の判断に任されている。

III. 小口でも扱えない輸入禁止品目

国が輸入を禁じている下記の物品は輸入できない。

- ・各種武器、模造武器、弾薬および爆発物
- ・偽造通貨、偽造有価証券
- ・中国の政治、経済、文化、道徳に対して有害な印刷物、フィルム、写真、レコード、映画、カセットテープ、ビデオテープ、レーザーディスク、PC 記憶媒体およびその他の物品
- ・各種劇薬
- ・アヘン、モルヒネ、ヘロイン、大麻およびその他の人体に苦痛を与える麻酔薬、精神薬
- ・危険性のある病原菌、害虫およびその他の有害生物を有している動植物およびその製品
- ・人畜の健康を妨げ、疫病地区からの物品およびその他の伝染病発生の恐れのある食品、薬品あるいはその他の物品

IV. 展示会出品の小口貨物

「中華人民共和國税関法」、「中華人民共和國税関による貨物一時輸出入管理方法」（海関総署令第 157 号）およびその他関連法規および規定に基づく。

1. 展示会向けサンプル（保税または非保税）の輸入および再輸入の現地手続き

展示品は税関が同意した暫定輸入貨物であれば、輸入許可証の取得、輸入関税やその他の税の納付を免除される。展示品に中国の法律、法規が規定する輸入制限物品が含まれる場合、展示会の主催機関は検疫または許可申請の手続きを行う。輸入展示品は入国時から再輸出時まで税関の監督管理下に置かれる。

(1) 輸入展示品には、以下のものが該当する。

- ・ 展示会、交易会、会議および類似の諸活動の際に展示またはデモンストレーション用に使用される貨物
- ・ デモンストレーション、展示のための機器または器具の使用に必要な物品
- ・ 展示者が設置する臨時の展示台の建築材料および装飾材料
- ・ 展示品のデモンストレーション、宣伝に使用する映画、スライド、ビデオテープ、録音テープ、説明書、広告など。技術交流会、商品展示会または類似する活動のために輸入した貨物も展示品として監督管理される。

ATA カルネ²により一時的に輸入する貨物は、ATA カルネで規定されている貨物に限る。

(2) 通関手続き

展示品の通関は輸入と再輸出に分かれる。輸入手続きは下記の流れで行う。展示品の通関は荷主またはその委託を受けた代理人が行う。

- a. 展示品の輸入検疫の申請-
- b. 出入境検疫局による検査
- c. 輸入を認可-
- d. 展示品の輸入通関の申請-
- e. 税関による審査

展示品は輸入日から 6 カ月以内に再輸出する。再輸出の期限を延長する必要がある場合は、主管税関の認可を取得しなければならない。延長期間は 6 カ月を超えてはならない。

² ATA カルネとは、ATA 条約（Admission Temporary Admission、「物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約」）に基づき発行される、輸入通関の簡略化を可能にする通関手帳のことである。通常、展示会への出品物などの物品を外国へ一時的に輸入する場合に使用される。「カルネ」はフランス語で「手帳」を意味する。

i. 外国機関が中国で主催する展示会の展示品輸入通関

展示会の主催機関は事前に、展示会開催地の税関に関連主管部門の許可証を届け出る。主催機関または主催機関の委託を受けた輸送機関の代表者は、税関で通関手続きを行わなければならない。税関は、出展者の申請を個別に受理してはならない。輸入展示品の通関手続きは下記の通りである。

A) 主催機関は通関、運輸代理者とともに、展示品輸入の前に以下の書類を税関に提出して登録手続きを行う。

- ・国の主管機関が発行した展示会の開催許可証
- ・主催機関の登記書
- ・主催機関の登録申請書
- ・通関、運輸代理委託書
- ・税関が認める担保、すなわち税額金額に相当する保証金、銀行またはその他金融機関の担保書、税関が認可するその他の方式の担保
- ・その他税関が必要と認めた書類

B) 展示品は、輸入前に展示会開催地の税関に展示品リスト（2部）を提出する。リストには展示品の名称、規格、数量、箱の号数などを詳細に記載し、順序に従って番号を振り、冊子に綴じる。英語表記のリストであれば、対応する中国語訳を記入する。

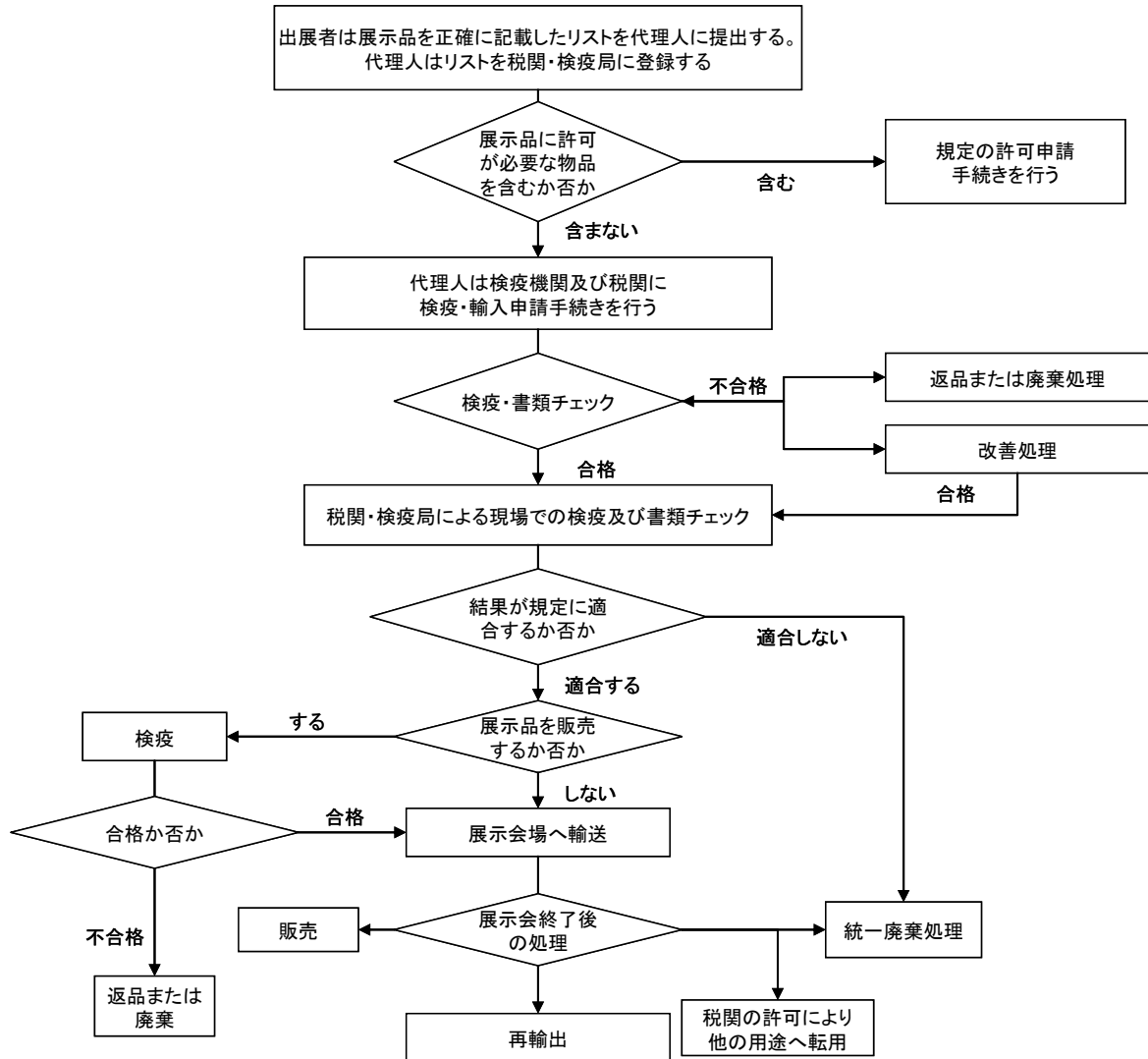
C) ATA カルネにより展示品を輸入する場合、輸入貨物の通関書類の記入や輸入税および保証金の提供が免除される。ATA カルネの対象貨物が、中国の法令、法規が定める輸出入制限貨物である場合、関連の手続きに従って検査または認可取得の手続きを行う。例えば、商品検査、薬品検査、動植物検査、アンテナ管理の対象となる展示品の輸入には、輸入手続を行う税関に、展示会開催地の税関が発行した通知書、貨物運送状、コンテナリストを提出し、通関手続きを行う。税関の審査を通過すれば、税関の監督管理の下、展示会開催地に輸送される。

ii. 展示品の再輸出手続き

展示会終了後、開催地の税関に対して取消し手続きを行う。展示会の主催機関またはその代理人は、税関に関連の取消しリストと輸送状を提出し、展示品の再輸出手続を行う。再輸出手続きは下記の流れで行う。

- a. 展示品再輸出の税関申請
- b. 税関による検査
- c. 再輸出許可（輸入品から除外される）

展示品の輸入・再輸出の手続きフロー



注： 検疫局は「検験検疫局」の略

出所：「中華人民共和国税関による輸入展示品に対する監督管理規則」（税関総署令第 59 号）、「中華人民共和国税関による貨物一時輸出入管理方法」（税関総署令第 157 号）、税関へのヒアリングをもとに作成

2. 再輸出しない貨物に関する規定

(1) 税関の管理規定

- i. 展示会の会期中に商品を販売する場合
主催機関またはその代理者は、税関に中国の対外貿易管理部門が発行した許可証を提出し、税関に輸入関税およびその他税金を納付する。
- ii. 展示品所有者が放棄または寄贈を決定し、税関が許可した物品
関連規定に従って税関が処理する。
- iii. 展示品が破損、紛失、窃盗などの理由により再輸出できない場合
展示会の主催機関またはその代理人は速やかに税関に報告し、必要な手続きを行う。
 - a. 破損した展示品： 税関は破損の程度に基づいて課税額を見積もる。
 - b. 紛失または窃盗にあった展示品： 同種製品の輸入規定に従って課税する。
 - c. 不可抗力により損傷または亡失した場合： 税関は損傷状況に基づいて、関税および輸入段階での税を減額または免除する。
- iv. 一時輸出入貨物(展示品)が不可抗力により損傷し、元の状態で再輸出できない場合
ATA カルネ所持者または ATA カルネ以外の一時輸出入貨物の荷受人または荷送人は、速やかに税関に報告し、関連部門が発行した証明書に基づき再輸出手続きができる。また、不可抗力が原因で亡失またはその使用価値を失った場合、税関の確認後、該当貨物はすでに再輸出されたとみなされる。
- v. 一時輸出入貨物（展示品）が不可抗力により損傷または亡失した場合
ATA カルネ所持者または ATA カルネ以外の一時輸出入貨物の荷受人または荷送人は、輸出入貨物に関する規定に従い通関手続きを行う。

詳細は「中華人民共和国税関による ATA カルネを利用した輸出入貨物に関する監督管理方法」を参照されたい。

(2) 課税規定

展示会の開催のために輸入して、再輸出しないすべての貨物・物品は規定に従って課税される。ただし、以下の貨物・物品については、税関は展示会の性質、出展者の規模、来場者数などの状況を考慮して、数量および総額の合理的な範囲内で、輸入関税および輸入段階での税を免除する（「中華人民共和国税関による貨物一時輸出入管理方法」第 20 条）。ただし、アルコール飲料、タバコ製品、燃料は除く。

- i. 出展活動中、外国貨物を代表する小サンプル品（輸入品または出展期間中に輸入原料で作成した食品またはアルコールを含まない飲料）（下記の条件を満たすこと）
 - a. 出展者が出展期間中、来場者に無償提供する個人使用品または個人消費品
 - b. 低単価の広告サンプル品である
 - c. 商業用途に適さず、1個当たりの容量が小売パッケージの容量より明らかに小さい物品
 - d. 食品および飲料のサンプル品で、上記 c. の規定に従わないが、出展活動中に確実に消費する物品
- ii. 機器または部品の展示に際して、操作デモンストレーションを実施するために輸入したが、デモンストレーションの過程で消耗または破損する物品
- iii. 出展者が展示台の設立・修理、配置、装飾のために輸入した使い捨ての低価格物品（塗料、壁紙など）
- iv. 出展者が出展期間中に、来場者に無償で配布する出展活動に関連する宣伝印刷物、商品リスト、説明書、価格リスト、ポスター・広告、カレンダー、写真（額縁に表装していないもの）など
- v. 各種国際会議に使用するために輸入する関連の書類、記録、表およびその他書類

3. 展示会で保税展示品を現地で販売する場合

一時輸出入貨物は再輸出する必要がある。貨物取扱者は貨物輸入後 30 日以内に税関に申請し、申請通過後、税関の規定に従って輸出入手続きを行う。保税展示品を販売する場合、通常輸入の展示品へ変更した上で、税関の規定に従って輸入手続きを行う。展示会主催機関は、速やかに通常輸入の展示品へ変更し、出展者またはその代理人が滞納している各種税を税関に納付する。

- (1) 出展者が展示会会期終了後に、展示品を販売する場合、以下の手続きを行う必要がある。
 - i. 中国の貿易会社または輸出入経営権を有する機関に販売する場合、購入者は税関で輸入手続きを行う。
 - ii. 出展国の中国大使館・領事館または外交官に販売または寄贈する場合、大使館・領事館は税関で輸入手続きを行う。

- iii. その他の中国あるいは外国機関、または個人に販売した場合、展示会主催者が輸入手続きを行う。

展示品の販売に関する輸入手続きは輸入許可証またはその他関連書類を提出し、輸入関税および輸入段階での税を納付する。上記の輸入手続き終了後、税関により展示品の販売が許可される。

- (2) 展示品を贈答品またはサンプルとして寄贈する場合、展示会主催機関は展示会開催地の税関に品名、数量、価格、寄贈対象を明記した展示品寄贈確認書を提出する。展示品の受領者は税関で輸入手続きを行う。税関は贈答品またはサンプルの輸入管理規定に従って納税、検査を免除する（「中華人民共和国税関による貨物一時輸出入管理方法」および「中華人民共和国税関による ATA カルネを利用した輸出入貨物に関する監督管理方法」）。

V. その他、小口通関に関して日本の輸出者が留意すべきこと

(1) 小口貨物輸入通関の特殊な注意事項

国の輸入許可管理商品を通関する際は、必ず輸入許可証を取得しなければならない。具体的な管理商品は、連合公告 2012 年第 98 号「輸入許可証管理貨物目録について」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info414914.htm>

を参照のこと。

(2) 個人郵送物品の通関注意事項

- i. 限度額範囲内で、国の輸入禁止物品を含まず、あるいは国の輸入制限物品を含んでいるが免税額を超えていない物品、あるいは国の輸入制限物品であるが、有効な証明書を持している小包は、通関でき、郵便局から送達できる。
- ii. 税関は、免税額を超える小包について受取人に通知し、指定場所で直接受取人から徴収する、あるいは「旅客手荷物、個人郵便物品輸入税納税証」を発行し、郵便局が受取人から徴収する。
- iii. 小包に輸入禁止物品が含まれている場合、税関は輸入禁止物品を没収し、併せて「税関差押伝票」を発行し、輸入禁止物品以外の物品と同時に、あるいは単独で受取人に送達する。
- iv. 税関は、適正な自己使用範囲または限度額を超える小包については、小包上に「輸入不許可、発送地へ返送」と押印し、郵便局が直接国外へ送り返す。受取人には通知されない。返送費用は発送人の負担となる（郵便局を通して決済）。
- v. 小包の受取人は、税関の要求に対し、自ら税関に連絡する、あるいは通知書を持参して税関の指定する場所に向いて折衝しなければならない。納税が必要な場合、受取人は小包を受取る際に郵便局で納税する。有効な証明書の提示が必要な小包に対して、受取人は税関に直接有効な証明書を提示した後に小包を受取ることができる。国の輸入制限物品を含み、有効な証明書の提示がない小包については、税関は暫定的に差押さえ、通知書を発行し、受取人が有効な証明書を提示した後に通関を認める。

(3) 輸入展示品に関する特殊規定

- i. 展示品を輸入する場合、展示会主催機関または代理人は税関に担保を提供しなければならない。
- ii. 食品類など、商品によっては、検疫・通関手続きに比較的長い時間を必要とする場合があるため、前もって手続きを行う必要がある。展示品は正規のルートで申請する。貨物が税関で差し押さえられ、出展に影響することがあるため、手荷物として携帯する、あるいは郵送などの方式では輸入手続きを行わない。

(4) 関税、増値税以外の税

2013年6月9日以降、日本、シンガポール、韓国、台湾地区原産のアセトン（税則番号：29141100）の輸入に対して、税関は反ダンピング税を徴収する（税関総署公告2008年第43号と2010年第60号の関連規定）。詳細は税関総署公告2013年第31号「日本、シンガポール、韓国、台湾地区原産アセトンの輸入に対して引き続き反ダンピング税を徴収することに関する公告」を参照のこと。

2013年4月18日以降、日本原産の電解コンデンサ紙（税則番号：48059110）の輸入に対して、税関は反ダンピング税を徴収する（税関総署公告2007年第17号の関連規定）。詳細は税関総署公告2013年第20号「日本原産電解コンデンサ紙の輸入に対して引き続き反ダンピング税を徴収することに関する公告」を参照のこと。

2013年3月23日以降、日本、米国原産のレゾルシノール（税則番号：29072100）の輸入に対して、税関は現行規定にもとづいて関税を徴収するほか、供給メーカーに応じて、適用税率と下記の計算式にもとづいて反ダンピング税と輸入時の増値税を徴収する。詳細は税関総署公告2013年第15号「日本、米国原産レゾルシノールの輸入に対して反ダンピング税を徴収することに関する公告」を参照のこと。

反ダンピング税税額＝課税価格×反ダンピング税税率

輸入時の増値税税額＝（課税価格＋関税税額＋反ダンピング税税額）×輸入時の増値税税率

日本原産のレゾルシノールの反ダンピング税税率は40.5%。

(5) 原産地を記載する必要があるもの

輸入製品は、生産者の名称、住所を記載する必要はないが、製品の原産地（国、地域）を記載しなければならない（「製品表示注釈規定」第9条（国家質量監督検閲検疫総局公布））。

原産地は、完全に一つの国（地域）で獲得した貨物は、同国（地域）を原産地とする。2つ以上の国（地域）が生産に関わった貨物は、最後に実質的な変化を与えた国（地域）を原産地とする（「中華人民共和国輸出入貨物原産地条例」第3条（国務院公布））。

詳細は、中華人民共和国国家質量監督檢驗檢疫総局「製品表示注釈規定」

URL: http://zfdcs.aqsiq.gov.cn/gfxwj/200610/t20061027_12314.htm

国務院令第416号「中華人民共和国輸出入貨物原産地条例」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info3579.htm> を参照のこと。

(6) 地域（省）別の規定

各地域（省）の税関は国の法令にもとづいて執行している。そのため、地域（省）によって異なる規定はない（各地域（省）の税関、質監局、税務局へのヒアリング）。

別紙1. 「増値税目、税率表」

分類	納税者が輸入する貨物	税率
第1項	穀物、食用植物油	13%
	水道水、スチーム、冷気、熱湯、ガス、石油、液化ガス、天然ガス、メタンガス、居住者の民用石炭製品	
	図書、新聞、雑誌	
	飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用フィルム	
	国務院が規定するその他の貨物	
その他	第1項の規定以外	17%

別紙2. 「消費税目、税率表」

税目	税率・税額
1. タバコ	
(1) 紙巻タバコ	
①甲類紙巻タバコ	45%+0.003 元/本
②乙類紙巻タバコ	30%+0.003 元/本
(2) シガー	25%
(3) 刻みタバコ	30%
2. 酒、アルコール	
(1) 白酒	20%+0.5 元/500g (または 500cc)
(2) 黄酒	240 元/t
(3) ビール	
①甲類ビール	250 元/t
②乙類ビール	220 元/t
(4) その他の酒	10%
(5) アルコール	5%
3. 化粧品	30%
4. 貴金属、宝石	
(1) 金銀アクセサリー、プラチナアクセサリー、ダイヤモンドアクセサリー	5%
(2) その他の貴金属、宝石	10%
5. 爆竹、花火	15%
6. 石油製品	
(1) ガソリン	
①有鉛ガソリン	0.28 元/l
②無鉛ガソリン	0.20 元/l
(2) ディーゼル油	0.10 元/l
(3) 航空燃料	0.10 元/l
(4) ナフサ	0.20 元/l
(5) ソルベント	0.20 元/l
(6) 潤滑油	0.20 元/l
(7) 燃料油	0.10 元/l
7. 自動車タイヤ	3%
8. オートバイ	
(1) 排気量 250cc 以下	3%
(2) 排気量 250cc 超	10%

9. 小型自動車	
(1) 乗用車	
①排気量 1.01 以下	1%
②排気量 1.01 超、1.51 以下	3%
③排気量 1.51 超、2.01 以下	5%
④排気量 2.01 超、2.51 以下	9%
⑤排気量 2.51 超、3.01 以下	12%
⑥排気量 3.01 超、4.01 以下	25%
⑦排気量 4.01 超	40%
(2) 中小型商用バス	5%
10. ゴルフ用品	10%
11. 高級腕時計	20%
12. ヨット	10%
13. 木製割り箸	5%
14. 木製床板	5%

出所： 中華人民共和国国務院令第 539 号「中華人民共和国消費税暫定条例」（2008 年 11 月 10 日公布、2009 年 1 月 1 日施行）

参考資料

I. 通関手続きおよび関税制度

1. 小口貨物免税規定

- (1) (2) (3) 国务院令第 392 号「中華人民共和国輸出入関税条例」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info3487.htm>

(2) 税関総署公告 2010 年第 33 号「サンプル品および広告品の輸出入監督管理に関する関連事項」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info227230.htm>

- (4) 税関総署公告 2010 年第 43 号「個人郵送物品出入境管理措置の調整に関する関連事項」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info231089.htm>

2. 国際宅配便・国際郵便

税関総署公告 2010 年第 43 号「個人郵送物品出入境管理措置の調整に関する関連事項」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info231089.htm>

3. サンプル品（商用サンプル、販促用消耗品）

税関総署公告 2010 年第 33 号「サンプル品および広告品の輸出入監督管理に関する関連事項」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info227230.htm>

4. 贈答品（または商業的性格を持たない個人輸入などの場合）

税関総署公告 2010 年第 43 号「個人郵送物品出入境管理措置の調整に関する関連事項」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info231089.htm>

5. 職業貨物（専門職用機器）・引越し貨物

財政部、税関総署、国税総局第 45 号令「科学研究、教育用品輸入税収免除規定」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info58514.htm>

6. 旅具通関制度（携行持込の場合・別送品の場合）

国务院令第 392 号「中華人民共和国輸出入関税条例」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info3487.htm>

7. 簡易税率制度の説明

税関総署令第 124 号「中華人民共和国税関輸出入貨物課税管理規則」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info4487.htm>

国務院令第 392 号「中華人民共和国輸出入関税条例」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info3487.htm>

II. 他法令による個人輸入の輸入数量限度

税関総署令第 58 号「中華人民共和国税関の中国籍旅客荷物管理規定」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info4411.htm>

税関総署 2012 年第 15 号「『中華人民共和国入境物品分類表』と『中華人民共和国入境物品課税価格表』の改正について」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info363071.htm>

III. 小口でも扱えない輸入禁止品目

税関総署令第 43 号「中華人民共和国出入境禁止、制限物品表」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab517/info10510.htm>

IV. 展示会出品の小口貨物について

税関総署令第 59 号「中華人民共和国税関による輸入展示品に対する監督管理規則」

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info4361.htm>

V. その他、小口通関に関して日本の輸出者が留意すべきこと

別紙 1. 中華人民共和国国務院令第 538 号「中華人民共和国増値税暫定条例」

URL: <http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c129119/content.html>

別紙 2. 中華人民共和国国務院令第 539 号「中華人民共和国消費税暫定条例」

URL: http://www.gov.cn/flfg/2008-11/14/content_1149550.htm

小口貨物の通関・関税制度（中国）

2014年1月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.